

2022年10月7日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号:8316 東証プライム)
SMBC日興証券株式会社

金融庁による行政処分について

本年3月4日及び同月24日、SMBC日興証券株式会社(代表取締役社長(CEO):近藤 雄一郎、以下「SMBC日興」)の元役員及び社員が、東京地方検察庁により、金融商品取引法第159条第3項(違法な安定操作取引)違反の疑いで複数名逮捕され、同年3月24日及び4月13日、起訴されるとともに両罰規定により法人としてのSMBC日興も起訴された事案につきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

同年9月28日、証券取引等監視委員会から、SMBC日興を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分をSMBC日興に行うよう勧告がなされておりました。本日、SMBC日興は、金融商品取引法第51条及び第52条第1項に基づき、金融庁より行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けました。また、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(執行役社長グループ CEO:太田 純、以下「SMFG」)は、金融商品取引法第32条の2第2項に基づき、金融庁より行政処分(改善措置命令)を受けました。

斯様な事態に至ったことにつきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを重ねて心よりお詫び申し上げます。

SMFG 及びSMBC日興といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

なお、SMFG は改善措置命令に基づき、またSMBC日興は業務改善命令に基づき、それぞれ改善策、業務改善計画を金融庁に提出する予定であり、提出した際には改めて公表させていただきます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

三井住友フィナンシャルグループ 広報部
SMBC日興証券 広報部

中芝: 03-4333-2192
河原崎: 03-3283-9955

【金融庁による行政処分の内容】

1. SMBC日興に対する行政処分について(金融商品取引法第 51 条及び第 52 条第 1 項)

○業務停止命令

「ブロックオファー」取引に関連する新規の勧誘・受託・取引に関する業務(当局が個別に認めた業務を除く。)を令和 4 年 10 月 7 日から令和 5 年 1 月 6 日まで停止すること。

○業務改善命令

(1)証券取引等監視委員会の検査において認められた相場操縦事案について

相場操縦事案を踏まえ、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。

①今回の処分を踏まえた経営責任の明確化を図ること

②相場操縦事案に係る根本的な発生原因の分析に基づき、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること

・経営管理態勢及び内部管理態勢(不正取引を防止する態勢を含む。)の強化

・コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成

(2)証券取引等監視委員会の検査において認められた銀証ファイアーウォール規制違反事案について

業務の健全かつ適切な運営を確保するため、銀証ファイアーウォール規制違反事案に係る発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること

・経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化

・顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

(3)(1)②及び(2)に係る業務改善計画を令和 4 年 11 月 7 日までに書面で報告すること。

(4)(3)の実施状況について、四半期末経過後 15 日以内を期限として当面の間、書面で報告すること。

2. SMFG に対する相場操縦事案に係る改善措置命令(金融商品取引法第 32 条の 2 第 2 項)

(1)SMBC日興証券における業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。

①SMBC日興証券に対して適切な経営管理を行うための態勢の構築

②SMBC日興証券が策定する、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化、コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成等のための計画及びその実施状況の検証

(2)(1)①に係る改善策及び(1)②の検証状況を令和 4 年 11 月 7 日までに書面で報告すること。

(3)(2)の改善策等の実施状況について、四半期末経過後 15 日以内を期限として当面の間、書面で報告すること。